

平成18年（2006年）紀北町9月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成18年9月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成18年9月15日（金）

応 招 議 員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 平野倅規  | 2 番 | 中村吉之 |
| 3 番 | 東 清剛  | 4 番 | 世古勝彦 |
| 5 番 | 濱田耕輝  | 6 番 | 井土清二 |
| 7 番 | 平野隆久  | 8 番 | 尾上壽一 |
| 9 番 | 山中剛司  | 10番 | 橋本雄固 |
| 11番 | 永田安彦  | 12番 | 浅川 研 |
| 13番 | 濱田武次  | 14番 | 中村健之 |
| 15番 | 川端龍雄  | 16番 | 松永征也 |
| 18番 | 近澤チヅル | 19番 | 東 恒雄 |
| 20番 | 東 澄代  | 21番 | 中本 衛 |
| 22番 | 垣内 勇  | 23番 | 東 寿子 |
| 24番 | 中津畑正量 | 25番 | 塩崎悦万 |
| 26番 | 西岡利平  | 27番 | 北村博司 |
| 28番 | 野呂健博  | 29番 | 岩見雅夫 |
| 30番 | 島本昌幸  | 31番 | 谷 節夫 |

不応招議員

17番 家崎春季

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 町 長     | 奥山始郎 | 助 役       | 北村文明 |
| 収 入 役   | 川端清司 | 総 務 課 長   | 谷口房夫 |
| 財 政 課 長 | 太田哲生 | 危機管理課長    | 中場 幹 |
| 企 画 課 長 | 川合誠一 | 税 務 課 長   | 長野季樹 |
| 住 民 課 長 | 宮沢清春 | 福祉保健課長    | 塩崎剛尚 |
| 環境管理課長  | 山本善久 | 産業振興課長    | 広瀬栄紀 |
| 建 設 課 長 | 中原幹夫 | 水 道 課 長   | 村島成幸 |
| 出 納 室 長 | 家崎英寿 | 紀伊長島総合支所長 | 石倉宣夫 |
| 海山総合支所長 | 上村晴彦 | 教育委員長     | 喜多 健 |
| 教 育 長   | 小倉 肇 | 教 育 課 長   | 奥野昇眞 |
| 代表監査委員  | 佐野耕造 |           |      |

職務の為出席者

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 事 務 局 長 | 中野直文 | 書 記    | 川口節生 |
| 書 記     | 牧野尚記 | 総務課長補佐 | 工門利弘 |

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

|          |          |
|----------|----------|
| 13番 濱田武次 | 14番 中村健之 |
|----------|----------|

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

議長

おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は30名です。定足数に達しております。

なお、17番 家崎春季君より欠席との届け出を受けておりますので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

( 議 事 日 程 朗 読 )

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により本日の会議録署名議員に、

13番 濱田武次君

14番 中村健之

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 議長

次に日程第 2 委員長報告を行います。

議案第79号から認定第18号までの17件と、意見書案 1 件、請願 3 件については、各常任委員会、または決算特別委員会へ付託し、審査を行ったものであります。

それでは各委員長に、審査の経過と結果についてご報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 尾上壽一君。

### 総務財政常任委員長 尾上壽一議員

皆さん、おはようございます。

平成18年 9 月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過及び結果についての委員長報告をいたします。

9 月 6 日、午前 9 時30分から別館 3 階、大会議室において委員11名、全員出席のもとで開催いたしました。

本委員会に付託されました議案は、

議案第86号 三重県市町村職員退職手当組合の規約の変更に関する協議について

議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第 1 号）

でした。

審査の方法は、議案説明及び本会議で質疑も行われ、おおむね理解されているものとして、問題点やその他の必要な事項について委員から質問を行い、それぞれ担当課長から説明を受け、審査を行いました。

それでは経過と結果についてご報告をいたします。

議案第86号 三重県市町村職員退職手当組合の規約の変更に関する協議については、質疑はございませんでした。

議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第 1 号）については、

「財政課関係」の審査で、繰越金 5 億 6,578 万 3,000 円の大きな要因はとの質問に、合併や災害などで交付税が増えたとの回答でした。

財産管理費の町有財産購入事業費の増は、公有財産購入費の 999 万 9,000 円は、平成11年に土地開発基金で購入した紀伊長島区字松本の土地105.61㎡を一般会計で公園用地として購入するとの回答でした。

土地開発基金が購入した金額と同額かとの質問に、998万9,874円に利息8,966円を加えた999万8,840円が今回の購入額、坪単価は31万2,439円、この金額は長島橋の架け替え事業による該当土地付近の県の用地買収の単価が基準との回答でした。

当時の価格が31万円、現在の坪単価としては高い。購入することで財政負担になっている。適正な値段まで折衝する等の考えをもって購入すべきだとの質問に、当時土地開発基金で坪31万円で購入した土地開発基金に戻すという考え方であるとの回答でした。

このことに関連し、行政の土地購入については売買実例として近隣土地の価格への影響が大きいことから、購入単価は近隣土地の状況等を鑑み、十分検討し、適正価格で購入し、説明責任を果たせるよう行ってもらいたいとの意見がありました。

「企画課関係」の審査では、家庭用新エネルギー普及支援事業費補助金とはどのような事業かとの質問に、県補助金100%の事業で、県は平成18年度から新規事業として家庭用新エネルギー普及支援事業費補助金を創設した。当町では家庭用の太陽光発電設備を設置した方を対象に、1軒当たり6万円を補助、本年度は3軒分、18万円を見込んだとの回答でした。

「危機管理課」の審査では、災害対策費の避難所建設事業費96万6,000円の増はとの質問に、引本の津波避難ステーションは平成14年度に建設した赤石の津波避難ステーションと同じ高さで計画されていたが、再度建設予定地の土地等の調査を行った結果、赤石と比べ3mほど浸水高が高いという結果が出たため、新たに3m高くして設計した結果、252万9,000円の増額となった。また、紀伊長島区の避難ビルを郵便局から保健センターへ変更し、外付け階段をつくる。この工事変更により、156万3,000円の減額があり、津波避難ステーションと差し引きの結果、96万6,000円の増額との回答がありました。

各地区でのAED講習の必要性はとの質問に、AEDの購入と講習は対になるものと考えている。講習は必要である。AEDは紀伊長島総合支所、海山総合支所に各1台常置し、大きなイベント等に貸し出しをする計画、紀北町内に台数を増やしていくよう努力していくとの回答でした。

AEDを活用するための方法はとの質問に、庁舎内に置いてあるだけでは役に立たない。お年寄り等が参加されるイベントなどには必ず持っていくよう関係課長とも話をする。PR等も事前にしてある。また学校の行事等へも所持していただくよう努力するとの回答でした。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査の経過であります。

次に、討論、採決の結果について申し上げます。

議案第86号 三重県市町村職員退職手当組合の規約の変更に関する協議については、討論

はなく、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第1号）は、討論はなく、総務財政常任委員会所管については、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件についての経過と結果の報告を終わります。

## 議長

次に、教育民生常任委員長 北村博司君に審査の経過と結果について報告を求めます。

## 教育民生常任委員長 北村博司議員

おはようございます。

9月3日に第一委員会室で開会いたしました、教育民生常任委員会の審査結果についてのご報告を申し上げます。

まず最初に、議案第79号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

出席委員は、委員長以下全員であります。住民課長以下関係職員が出席し、課長から説明を受けたのち、質疑、討論はなく、全員賛成で本案を可とすることに決定いたしております。

次に、議案第80号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

出席者は同じく委員全員と、担当課でございます。課長から説明を受けたのち、質疑を行いました。

委員のほうから健康保険の改正の中身について理解しにくいと、具体的にもう少しわかる資料を提出してもらいたいということで、国保運営協議会で提出しております資料を委員会のほうに提出していただきまして、質疑を続行いたしました。

そのなかで、出産育児一時金が30万円から35万円に5万円今回引き上げられますが、財源はどのようになっているのかという質問がありました。これにつきましては町の一般会計から3分の2の持ち出しになると、ただし、それは地方交付税で措置されるということでございました。

それから数字が交付税の算入がどの程度、実際に具体的な数字はどうかということですが、財政課に確認したところ、全体の数字でしか確認出来ないということで、中身は具体的にはわからないということでございます。

それからもう1点、10月から医療機関で診療を受けた場合の自己負担が、2割負担から3割負担に引き上げられる対象者は何人いるのかということのお尋ねがございまして、16人増えて35人になるということでございます。

それからは療養病床ですけれども、紀北町内という意味ではなくて、紀北管内ですけれども、尾鷲総合病院に56床、それから紀伊長島区の回生病院に47床、海山区の第一病院に 216床で、合計 319床が療養病床に該当するということでございました。この負担の問題で所得の判定は個人であるのか、世帯単位であるのかというお尋ねがございまして、世帯単位で判定されるというお答えでございました。

以上につきまして討論はなく、賛成多数で原案を可とすることに決定いたしております。

次に、議案第81号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

出席者は委員のほか、福祉保健課でございます。

本会議で説明された以外に追加説明として、この条例改正は平成17年6月29日に介護保険法の一部を改正する法律が公布されて、18年度から従来の介護給付サービスに加え、新たに介護予防のサービスが加わるということに伴うものであるということでございます。

質疑に入りまして、介護予防短期入所生活介護事業の内容を説明してくれということでございましたが、これに対して老人ホームの寮長から、介護度の低い住宅の要支援者に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うものだと、さらに入所者5名という枠は国の基準によるものなのか、それとも施設老人ホームですけれども、判断で決めたものかというお尋ねがございました。これに対して寮長のほうから施設の規模、寮母の勤務体制、現在男性もいらっしゃるのに寮母というのは不適當かも知れませんが、寮母の勤務体制を考慮し、赤羽寮の施設のほうの判断で5名という枠を決定したということでございました。

特別養護のほうですけれども、短期入所定員一杯で緊急の入所依頼を断ることがあるかということでございましたが、寮長のほうから18年4月から赴任以降、今のところ入所を断った例はないということでございました。

討論に入り、原案賛成、採決では全員賛成で原案を可とすることに決定いたしております。

次に、議案第82号 紀北町若者センター条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

委員のほか、教育委員会、教育課の職員が出席いたしております。

これは6月議会における常任委員会での付帯意見に伴う改正でございます。

若者センターの施設見取り図を参考に、さらに説明が加えられました。

これに対して委員のほうから、町営のほかの施設と比較して見直しをするつもりがあるのかどうか、それは1つの例としては島勝の体験型イベント交流施設が空調代無料になってお

りますが、若者センターのほうで 100%冷暖房料金を徴収することについて、整合性に欠けるのではないかと、もう一回見直すのかということのお尋ねでしたけれども、担当課長のほうから、6月定例会でご意見をいただいたことを忠実にお答えさせていただいて、本任期中に審議していただくということで今回の改正案を出したと、ただ行政改革等で他の課も含めて検討している部分があり、1つの方向性が見えてきたときには必要ならば再改正するというお答えでございました。

その点がさらにまた議論を呼びまして、3月までに、来年3月ですけれども、年度内に再見直しをすべきであるというご意見がございました。

もう1点は、民間では売上1,000万円以下の業者も消費税の申告をして支払っているが、町は消費税を納めているのかどうかということで、消費税の免除されていると、町の場合です。ただ、消費税を反映させることが望ましいとの指導のもとで、消費税を徴収していると、こういうお答えでございました。

それから先ほどの空調料金については、ほかにも料金を取ること自体がおかしいと、今や家庭でも空調設備があるのが普通になっているのに、公共施設が倍額にして徴収しているのは筋が通らないという、おかしいのではないかとご議論がございまして、討論に入り、その点の反対理由と、空調料金を取るのはいかがけれども、今回の条例改正には賛成するという討論、もう1つは消費税を納める必要がないのに取ることに対し、住民サービスからいって反対だという、消費税を徴収していること自体が反対であるというのがございまして、5対4、1票差の賛成多数で原案を可とすることに決定いたしております。

次いで、議案第83号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

質疑では、今回の改正案のグラウンドのなかにテニスコートが入っているのか、入っていないのか、それから興行を直接の目的として利用する場合の定義づけについて説明してほしいと、1,050円という消費税の込みの料金表示はわかるけれども、3,500円という金額設定の根拠がわかりにくいので、もう少しちゃんと根拠を示してくれというお尋ねがございました。これに対して担当課長のほうから、グラウンドという今回の表現のなかにはテニスコート、野球場あわせて含まれているということでございます。

それから3,500円の算出根拠ですが、3時間の使用料金1万円を割りますと、つまり3で割りますと3,333円になると、それに消費税分を算入するために1.05を掛けると、3,499円になるので丸い数字に切り上げて3,500円としたという根拠でございます。



それから興行ということの定義づけですけれども、入場料を取って公開する芸能スポーツ、見せ物などの催し物であります。興行でない場合は商工会とか地域振興関係団体などが入場料を少し徴収してイベントを行う場合、例として食まつりが上げられておりましたけれども、そういうものを想定して、今回の根拠としたということでございます。

これについてやはり82号と同様に、消費税は町は納めなくてもいいのに取るのはおかしいのではないとかいう質疑がございました。それを今まで消費税というのはいくら収入があったのかという質問に対して、担当課のほうから集計していないのでわからないと、消費税が免除されているので税務署へは納付していないというお答えでございました。

それから先ほどの入場料の問題ですけれども、料金を徴収しないでテニス大会等を行う場合は無料ということなのかということでしたが、確認がございまして、そのとおりですということでした。

以上について討論はなく、採決の結果、8対1で賛成多数で原案どおり可とすることに決いたしました。

次に、議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたしました。

最初に、「住民課」関係分についての説明を受け、質疑に入りました。

委員のほうから、後期高齢者医療は75歳以上が国保から離れて新しい制度つくるということとか、広域とはどの範囲か、あるいは保険料は75歳が支払うのか等々のお尋ねがございまして、今回の後期高齢者医療の広域連合は19年1月、来年1月ですけれども、広域連合を立ち上げて20年4月からスタートとすると、県下の全市町が参加して75歳以上の方で、保険料は年額18万円以上の方は年金天引き、以下の方は普通徴収になるということでした。

これについての一般の高齢者についてメリットは実際にあるのかというお尋ねがございましたが、担当課のほうからは医療費が年々上がっておって、市町の負担も相当に達していると、町単独で行うよりも県単位ですることによって、財源が安定化して保険料が平準化されると思うということでした。給付の内容についてはこれは受診者側ですけども、給付内容について今までと変化はないということでした。

それから高齢者が多い地域、地方についての特典はないのかということについては、地域特性に応じて調整交付金として交付されるということでございます。

それから、今回修繕費が上がっております。山本集会所が高速道路のですねアクセスになります国道422号線の新たなルートにかかるのかどうかという確認がございまして、図面で

確認したところ50mほど離れていると、新しい 422号のルートからは50m離れているということ、それから集会所の修繕料は主に屋根が腐食し、雨漏りが予測される塗り替え費用であるということでございます。山本地区の世帯人口は 350世帯、人口約 1,000人ぐらいということでございます。

次いで、「福祉保健課」所管分について説明を受けました。

福祉保健課長から、このたび海山区上里地区に知的障害者更生施設桃朋園が開所する予定ということで、その町内の入所予定者に対する扶助費が補正予算の主な内容であるという追加説明がございました。桃朋園の入所対象者には、年齢制限は18歳以上ということでございます。

委員のほうから、知的障害者更生施設は以前から早期整備が期待されていた施設だと思われけれども、町内に入所希望者は何人ぐらいいるのかというお尋ねがございまして、担当課長のほうから、現在町内で12人いると、これは入所待機者だけではなく、現在町外の施設に入っている方も含めて希望を調査したところ、現時点では12人ぐらいいると、ただ入所決定はあくまでも桃朋園のほうで決定されるということでございます。

それから桃朋園の入所対象者の知的障害の範囲はどのぐらいか、例えば自閉症の方は入所対象になるのかということでお尋ねがございました。これについて担当課長から児童相談所、または知的障害者更生相談所で、知的障害者と判断された方を知的障害者というわけですが、基本的には療育手帳を取得している18歳以上の方であれば対象であると、自閉症の方でも療育手帳を取得していれば基本的には入所対象者になるということでございます。年齢の上限はないということでございます。

次いで、「環境管理課」所管分についての説明を受け、質疑を行いました。

今回、塵芥処理費のなか、コンベアの故障ですね、紀伊長島リサイクルセンターの故障の原因についてのお尋ねがございました。さらに予防は出来ないのかどうかということも含めて、多数のお尋ねがございました。

これに対して担当課長から、今回の予算計上されております乾燥物搬送コンベア修繕についてですけれども、ごみを二次破碎機で50mm以下にし、乾燥機で乾燥させ、三次破碎機まで運ぶため、1階から5階まで延びているコンベアですけれども、ケーシングという箱状の形になっております。なかが5つに仕切られていて乾燥機から出たごみの温度が約 130度あり、温度が下がるに伴って結露、露が付くわけですね、発生するんですね。またごみが多少そのケーシングに引っかかるということで、ローラーが腐食しやすくこすれたりして、薄くな

ったことが故障の原因であるということで、予防措置につきましてはコンベアの中板の材質が鋼板で、3年から4年に一度は交換が必要になってくる。今回の修繕でステンレスに変更したいということでした。

これについて関連として、乾燥機の負担を考慮すると、水分率が大きい生ごみを減らすようにしたほうがいいのではないか、あるいはリサイクルセンターとクリーンセンターの修繕との業者を出来るだけ地元業者を使ったほうがいいのではないか等々のお尋ねがございました。これについてはですね、生ごみの水切りを住民説明会でお願いしているけれども、通常生ごみの水分率は40%から50%であると、乾燥機に入った時点ではそのまま、約30度の熱風による水分率10%まで下げていると、修繕の地元業者で出来ないかということですが、プラントメーカーでしか対応出来ない、施設の制御にかかる部分についてはやむを得ないけれども、コンベア、モーター等の修繕で地元業者で対応が可能なものについては、経費削減ということも含めて地元業者と考えているということでございます。

それから不燃物処理場の賃金が4月分まで遡って今回予算計上されておりますけれども、これは当初予算の計上の時点で忘れたのか、あるいはその時点で財源不足のため補正予算を計上するという前提で、予算流用したのかという確認がございました。これは総務課のほうで担当しているということで、改めて総務課長の出席を求め、そのへんの確認をいたしました。これについて総務課長のほうから、当初は不燃物処理場の職員は臨時職員でなく正職員の配置を考えていた。臨時職員の賃金を計上していなかったけれども、人事異動の際に正職員を配置出来なかったため、臨時職員を雇用して対等したと、それで今回補正予算で臨時職員の賃金を遡って計上したのだということでした。これは好ましくないことで、結果的に流用が発生しているので、今後十分気をつけるようにという指示をいたしております。

次に、リサイクルセンターの故障の原因についてですね、すでに本議会冒頭で町長から行政報告がありましたけれども、再度報告をいたしました。この故障の定期点検の項目に入っていないのかどうか、いるのかどうか、点検の際にその故障の原因になるごみを取る除くことができないのかというお尋ね、あるいはプラントメーカーによるメンテナンスは費用が高むので職員を、知識のある職員を養成して、職員で対応出来るように出来ないのか、あるいは通常危機の監視をどうしているのかと等々、多数のお尋ねがございました。

これにつきまして担当課長のほうから、昨年も一次破碎機の年次点検を行っているけれども、点検業者からは18年度に交換をしてくれという報告があって、承知していたけれども、財政面から優先順位を付けて整備を行っている、今後はこのようなことがないよう保守点

検を強化し、故障により施設が停止するようなことのないようにいたしますと、通常作業で点検行っておりますけれども、今回の故障部分は分解が必要となるため、職員での対応は出来ないということでございます。

それから機器監視については中央制御室のモニターで、常時職員が5ヵ所の監視をしていると、それから職員の研修については施設稼働時にプラントメーカーから3ヵ月程度研修を受けたと、ただコンピューター制御にかかわる部分についての対応は職員では困難であると、日々の点検等については4年目になっており、慣れてきているので出来るところは対応していきたいということでございます。

それから他の自治体で同様の故障の報告を受けているのかということもございますけれども、機器の消耗や磨耗は発生している。他の施設においても同様な事態、故障があるかどうかはわからないけれども、日々の点検と定期的な部品の取り替え、保守点検は必要であるということでございます。

なお、建設時に2年間のメーカー保証を付けて、2年間は無償修繕してきたと、これまでの運転停止は半日から2日程度で、今回のように4週間というのは初めてであるという報告でございました。

次に、「教育委員会」所管分でございます。教育課長から内容の説明がございまして、上里、矢口小学校の体育館の耐震診断は職員でやるのかどうかということと、数値が出ていない、値表現ではなしに、やや安全とかそういった表現でございましたけれども、それではわからないというような数値化すべきではないかというお尋ね、やや危険というのはどういった程度で判断できるのかというようなことでお尋ねが、一連のお尋ねがございました。

これにつきましては、相賀小の管理棟の3階部分の鉄筋コンクリート数値は出ていると、引本小学校と船津小学校は安全という形で出ているということでございます。耐震診断は今年度中に終らせたいので、建設課とも相談して外注する部分、建設課で出来る部分を仕分けしていこうと、判断していこうという結果になっているということでございます。

矢口小、上里小は建設課の設計技師がやってくれる。全体をやらしてもらえばいいけれども、人数が足りないのではないかと、それから小学校と中学校で価格が違う、予算額が違うけれども100万円も高いのは相賀小と、船津小の体育館が古いせいなのか、なぜこんなに違うのかというお尋ねがございました。

これについては小学校耐震化事業のなかに相賀小の新館、相賀小の場合は新館、特別教室、体育館と3つあるわけですが、それから船津小の体育館が入っておりますけれども、中

学校では三船中の体育館だけなので、これだけの予算の違いがあるということでございました。

以上で質疑を終わり、討論に入りました。教育民生常任委員会の所管部分の討論はなく、採決の結果、関係部分を全員賛成で可とすることに決定いたしております。

次に、議案第88号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたしました。

これについて国保ヘルスアップ事業というものが計上されておりますけれども、この内容と対象者のリストアップの方法についてのお尋ね、あるいは補助金の額、国の補助金の額等のお尋ねがございました。これについて担当課長のほうから各種の講座、食生活改善、運動方法等のノウハウを蓄積している業者に委託して行うもので、身体検査、食生活運動、メンタル面等々アセスメント調査をして、個々に目標を立てて日々チェックしてもらおうと、その場合、体重計の貸し出しも行うと、5カ年を継続で行い、毎年海山区で30人、紀伊長島区で30人、5カ年間で計300人の方を対象にしていると。

この対象者リストアップする方法につきましては、国民健康保険の加入者で住民検診を受けられた方で、総コレステロール、中性脂肪、血糖値が標準値以上の人647人をリストアップしたと、そのなかで毎年両区あわせて60人になりますけれども、対象者に事業をやっていく、10月の5日、6日に開講式を行って年明けまで続けていきますということでございます。

国の補助金の額ですけれども、国保会計から持ち出しになると、備品購入費に計上している体重計の補助が2分の1しかないということで、若干の持ち出しがあるということでございます。

ちょっとこの数字の記載がちょっと誤っておりますので、申し訳ございません。金額は申し上げられません。ちょっと間違っております。

以上につきまして、討論はなく、全員賛成で、原案を可とすることに決定いたしました。

申し訳ございません。21万8,000円であります。もうこれが国保会計の持ち出し額であります。

次に、議案第89号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたしました。

質疑、討論はなく、全員賛成で、可とすることに決しております。

次いで、請願の審査に入りました。

請願第2号 学校安全法（仮称）の策定をはじめとする総合的な学校安全対策を求める請

願書を議題といたしました。

紹介議員の島本議員から内容説明がございました。

これについてですね、請願書をどこに出すのか、県へ出すのか、国へ出すのかというおねががございまして、若干請願書の文面にちょっと微妙な表現の部分があったので、こういう質問が出たわけですが、これに対して紹介議員のほうから、すでに三重県議会では子供たちを犯罪から守る決議が採択されておりまして、県へ出すように内容から受けとめたけれどもということ、そのへんでかなり解釈の議論がございました。これやはり提出先が国になっておりますので、このまま受け取って解釈したらいいのではないかと、意見書を提出するときそのへんを調整してほしいというご意見がございました。

それから学校安全法（仮称）ですけれども、この内容はどういうものなのかと、ただ門を閉め切って外部者を侵入させないというだけなのか、学校が治外法権にするのか、それから子供を犯罪から守るために対策を県議会で決議し、地域の人のボランティアで守っていくのと、法律をつくって行うのとではニュアンスが違う。あるいは町ぐるみでやっている具体的な法律、今のところ侵入者現行犯逮捕する権限を与えられているが、どういった法律をつくるのか、よくわからないので説明してほしいということでございました。

これに対して紹介議員から、学校安全法とは国や行政の役割責任、財政上の措置、学校・家庭・地域・関係機関等の役割は、学校の安全な最低基準的な措置を明記したものをいうと、侵入者に対してどこまで対処するのかというのは、漠然としておりますということでございます。

それからボランティア、学校や家庭とか地域関係者のそれぞれの役割、学校の最低基準、基本的な措置を明記して、漠然としてボランティア、PTAとかの方々が学童を守っているか、何の保障も現状ではないと、そういう点をいっているのではないかと説明がございました。

以上について討論はなく、全員賛成で、原案どおり採択することに決しました。

次に、請願第3号であります。

30人学級を柱にした義務制および高校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める請願書を議題といたしました。

紹介議員の島本議員から内容説明がございました。

この請願書のなかにありますGDP、OECDとはどういったもの、具体的に説明をしてほしいということについて、島本議員からGDPについては国内総生産、一定期間内に国内

で生み出された賦課価値の総額、経済を総合的に把握する統計である国民経済計算のなかの一指標でありますと、GDPの伸び率が経済成長率に相当するというところでございます。

OECDにつきましては、経済協力開発機構の略で本部はフランスのパリにある。その成国はEUの加盟国19カ国、その他11カ国であるということで、現在30カ国でございます。具体的な国名は省略させていただきます。

町内で30人学級に該当する学校は何校あるのかということですが、該当する30人以上で1学級を編制している学校は、西小学校の3年生が35人、4年生が33人、6年生が35人がこの30人学級が実現すると2学級ずつになると、東小学校の1年、2年、4年、6年生がやはり30人以上で2学級になるという、これは教育委員会の課長からの説明でございます。

さらに相賀小学校では3年生が37人で1学級なので2学級になると、小学校で合計いたしますと、現在の60学級が30人学級の実現によって68学級となるということでございます。

それから中学校につきましては、潮南中が1年生が66人で2学級ですので、30人学級になれば3学級になると、それから3年生が63人で2学級から3学級になると、中学校全体で21学級から23学級になるということでございます。

これに対して紹介議員から、下限の制約があると、必ず25人クラスであり、そうなると66人では3クラスにならないんじゃないかという、これは潮南中のケースですけれども、ちょっと教育委員会の説明に対して疑問が生まれて、教育委員会のほうで再説明がございまして、その25人を下限というふうに説明するとわかりにくくなるので、30人以上ということだけで説明したと、下限を入れますと1学年の児童生徒が76人以上の場合のみ26人の場合ですね、例えば1学年が、25人、25人、26人の3学級の編制になるということでございます。

先ほどの66人の場合は、現制度では3学級にならないということになるわけですが、先ほどの質問とちょっと、お答えと違って来たんですけれども、その下限、これ以上でなきゃクラス編制を認めないという部分を説明すると、よくわかりにくくなるので省略したという説明でございました。

それから請願の理由のなかにあるエアコンはどうなのかと、エアコン設置を求めるのはこの田舎と都会の違いがあってどうなんだということのお尋ねがございました。これについてエアコンについては削除してもらっても構いませんという紹介議員のお答えがございました。

それから高校次期定数改善計画ということについて、お尋ねがございましたけれども、後ほど報告するというので、この席ではお答えがございませんでした。

以上、討論に入りまして、30人以上だと立派な教育ができない、30人以下の少人数は一人

ひとり大切な教育かできるという考え方に反対だと、教師が人数に関係なく教育に専念し、教育の環境を良くすれば快適な教育ができると思う。少人数規模の学校を統合するとか、その点を考えて議論すべきで、多いところだけ減らしていく、教師の就職場所を失うことなくすような請願には反対ですという討論がございました。

一方、賛成討論では、この問題真剣に考えていかなければならないと、学校統合も打ち出し、30人学級が適正どうか考えていかなければならないという意味の理由で、賛成討論がございました。

以上、採決の結果、7対1での賛成多数で採択することに決定いたしております。

最後になりますが、請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める請願書を議題といたしました。

紹介議員の島本議員から内容説明がございました。

これについて質疑はございませんでした。

賛成討論として、義務教育は日本中どこでも同じ教育が受けられるので、負担率が2分の1から3分の1減って一般財源化されると、全国で安心して義務教育が受けられなくなって、地域格差ができる。平等に教育が受けられなくなる可能性があるので、賛成するという討論がございまして、採決の結果、全員賛成で、原案どおり採択することに決定いたしております。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました全議案の審査を終了して、閉会いたします。以上で委員会報告を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

岩見雅夫君。

**29番 岩見雅夫議員**

申し訳ありませんが、短時間の休憩お願いしたいんですが。

**議長**

理由は。

**29番 岩見雅夫議員**

ちょっと生理的な事情です。

**議長**

退席して結構ですけど。



(29番 岩見雅夫議員・退席)

議長

次に、産業建設常任委員長 東寿子君より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長 東寿子議員

平成18年9月度定例議会において、産業建設常任委員会に付託されました案件につきまして審査の結果を報告いたします。

議長のご出席もございました。9月7日、委員10名のうち1名欠席で、午前9時半より開催をさせていただきました。

当委員会に付託されました案件は、

議案第84号 財産の処分について

議案第85号 紀北町道の路線認定について

議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

意見書案第2号 道路整備の財源確保を求める意見書

の4件でございます。

まず第1番目に、議案第84号 財産の処分について、議案書23ページでございます。この議案第84号につきましては、高速道路用地として町有財産を処分するための案件でございますが、本会議におきまして関連する田山地区附帯工工事の契約が8月24日に行われているはずであるがどうなのかとの質疑がございました。この契約に関係する資料の提出とともに、建設課長にご出席もいただき、説明を受けております。

まず最初は、広瀬産業振興課長より説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、木材売買価格が安くなっていると聞いているが、一般の山林所有者の売買単価と、今回の売却単価とは開きはないのか。また、今回、中部5県の標準単価で売買したと聞いているが、紀州材は特別質が良いので高く売れるのではないのかの質疑に対しまして、木材協同組合で確認をしたところ、安い売買単価ではないとの答えでございました。また、中部5県の標準単価の売買となっており、紀州材としての特別な売買ではないとの答弁でございました。

次に、風呂ヶ谷2件が平米単価800円と、宇和ノ谷が760円とあるが、資料3の地図を見ると場所があまり離れていないことと、面積が一番広い宇和ノ谷が760円と格安になっている、これについての交渉はどうなっているのかの質疑があり、風呂ヶ谷は200m以内に林道が通っています。宇和ノ谷は林道から400mから500m離れているため、遠いため価格に差

が生じました。三重県の一般的な売却単価は 600円となっていますとの答弁でございました。

風呂ヶ谷、宇和ノ谷の延長線上には民間の用地もあると思うが、買収単価に格差はないのか、また物件補償の内訳についてですが、雑木、桧等含め買収単価としてはこの木材不況のなか、良い価格だと思うが、担当課としてはどう判断されているか、買収単価の算定はどこが行ったのかの質疑に対しましては、買収単価は民間の方も同じと聞いています。売却立木単価については担当課としては妥当な価格と判断をしています。買収単価の算定は中日本高速道路株式会社が行いましたとの答弁でございました。

次に、本会議でも質疑があったが、炭をつくる材料として売却立木のなかに檜などがあった場合、分けていただくことは可能なかどうかの質疑に対しましては、契約までに交渉していきたいとの答弁でございました。

また、本会議におきまして質疑のあった取り付け道路に関して、あらかじめ同席をいただいた中原建設課長より説明を受けました。追加資料といたしましては紀勢自動車道田山地区附帯工工事資料 1、2、3 と、もう 1 枚は田山地区附帯工工事概要図でございます。質疑として追加資料については昨日の本会議に当然提出すべきであるが、どうして出せなかったのか、今後気をつけてほしい。また工事中、工事後の町道部分の破損について、修繕の話し合いは出来ているのか、町費での修繕や舗装については認めるわけにはいかないし、田山住民からの苦情については即座に対応して安全を確保してほしいとの質疑に対しまして、田山での説明では田山全体説明と、トンネル入口までの説明で、待避所、橋の補強などの説明につきましては中日本道路株式会社からいただいていたため、昨日資料として出せなかった。また町道が傷んだ場合の修繕をしていただけるよう交渉しています。苦情についての対応、安全の確保についても十分折衝をしていきたいと考えていますとの答弁でございました。

また、田山地区の住民である委員からも、自治会として県等に何度も折衝を積み重ねてきているが、一番大きな要望は田山川の改修である。大きな調整池の整備については町長にも要望している。赤羽川本流と田山川の合流地点は直角にぶつかり、赤羽川本流の勢いが強いと田山川の水が出ていかず、増水してしまうので調整池がほしい。退避所については 6 ヲ所設けてあるが、町道は道幅が狭く、ダンプ 1 台ですれ違いが出来ないぐらいである。最近アパート等も出来、交通量も多くなってきているため、待避所はつくってあるが通勤時間や帰宅時間帯などは住民優先で通れるように業者に徹底してほしい。町道においては舗装も厚くないため、ダンプが頻繁に通れば、道路の痛みが出てくるが、どう対処するのか再度お聞きしたいとの質疑がありました。

答弁として田山川の赤羽川本流との接点については、現在上流のほうを向いているようで、本流の水位が上がると田山川の水位が上昇すると聞いております。町も県と一緒に下流方向に向けてもらうよう要望していきます。また、町道が狭い部分に関してのすれ違い等対処として、待避所を6ヵ所つくったのも地元でできるだけ迷惑をかけないためであります。本線工事が開始され、荷坂峠にかかったときには出来るだけ田山地区を通らないように本線を利用するようになっております。通勤時間帯等の交通量の多い時間帯については、十分保安員も立てて地元の方を優先するよう交渉していきます。町道の舗装に関しては破損した場合には、完全に復旧するよう交渉しましたとの答弁でございました。

また、6ヵ所の待避所は道路拡幅のためのものであり、本線トンネル工事に関してはダンブが1台も通らないと理解していいのかの質疑に対しまして、通勤時間帯など出来る限り街なかは通らないということで理解をしてほしい。資材運搬する場合は使用しなければいけないが、本線工事に伴うズリの運搬については本線を使用すると聞いておりますとの答弁でございました。

討論に入りましたが、討論なく、採決により全員賛成。

よって本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第85号 紀北町道の路線認定について、議案書27ページでございます。中原建設課長より説明を受け、質疑に入りました。

町道に移管される部分は、古道客が多いところであるが、堤防部分について拡幅計画はあるのかの質疑があり、堤防の内側に待避所をつくる計画がありますが、拡幅計画は現在のところありませんとの答弁でございました。

また、移管されるまでに7年ほどありますが、舗装、排水等の補修を県へ要望されたいとの意見がございました。それに対して現地を確認し、県に補修の要望をしていきたい。交差点部分についてはバイパス工事にて改良していくと聞いていますとの答弁でございました。

討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

「産業振興課」部分について、広瀬課長より説明を受け、質疑に入りました。

歳入の12ページ、和具の浜海水浴場の駐車料金を今年から取るようになったが、この夏の駐車場での対応は完全に出来たかどうか、それから車が駐車場からあふれトンネルのなかまで駐車した車があったと聞いているが、今後この状況をどのように判断し、対応していくの

かの質疑に対しまして、通常は島勝の方が管理人、監視人、駐車場管理人が2人で対応していただいている。お盆の8月12日から4日間は本庁と海山支所の産業振興課の職員全員で対応しました。漁協組合用地、島勝小学校も借りて対応しましたが、お盆の時期と重なったことや、去年まで使用した桂城中学校が使用出来なかったことにより、十分対応が出来なかった。今後対策を考えていきますとの答弁でございました。

次に、歳出24ページ、島勝体験型イベント交流施設の空調取り付けの予算流用についてはどのように処理されたのか、また宿泊利用料金についてはどうかの質疑があり、工事請負費の110万8,000円の件には、当初7月1日よりクーラーを入れずに竣工しましたが、利用者より暑くて眠れない、湿気が多いとの苦情が多くあり、除湿機を置いてもあまり効果が上がらず、また問い合わせのなかにも空調に関する問い合わせが多く、これを解消し、お客様に気持ち良く過ごしていただくため、7月26日クーラーを設置いたしました。議会に報告せずに設置工事をしたことについては誠に申し訳なく思っております。宿泊料金は、今年は大人2,800円、子供2,400円の単価を設置しております。本会議でも議員より指摘がありましたが、今年度については現行の料金で営業し、来年度については検討していきますとの答弁でございました。

次に26ページ、林道施設費の920万1,000円の栃山木組線の舗装工事ですが、何メートルの工事か、また単年度事業なのか、平成16年度の災害で林道の舗装が多くの箇所破損しているが、修繕を含めどのように対策を考えているのかの質疑に対しまして、栃山木組線の4号箇所の終点から、7号箇所まで延長746mを舗装するものです。毎年、農林漁業用揮発油税財源振替林道整備事業で行っております。また舗装に関しては、予算当初からの補助は早く7月に決定をするため、年度途中の予算計上となりましたとの答弁でございました。

次に、「建設課」部分の説明を中原建設課長より受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なし、採決に入り、全員賛成。

よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

最後に、意見書案第2号 道路整備の財源確保を求める意見書については、質疑はなく、討論なし、採決に入り、全員賛成。

よって本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました案件の報告を終わらせていただきます。

---

**議長**

ここで暫時休憩いたします。

11時5分から再開いたします。

(午前 10時 45分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 11時 05分)

---

**議長**

次に、決算特別委員長の平野隆久君より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

**決算特別委員長 平野隆久議員**

ただいまより、決算特別委員会の委員長報告をいたします。

今定例会において決算特別委員会に付託された案件は、

認定第13号 平成17年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第14号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第15号 平成17年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第16号 平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第17号 平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第18号 平成17年度紀北町水道事業会計決算認定について

の、以上の6件であります。

去る9月8日、委員会室において、委員10名全員出席のもと開催いたしました。

これらの案件についての審査の経過と結果を報告いたします。

認定第13号 平成17年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての審査の報告をいたし

ます。

「議会事務局」関係部分について、事務局長より説明を受け、質疑に入り、質疑なし。

続いて「総務課」関係部分について、総務課長より説明を受け、質疑に入り、公平委員会費の報酬が2万2,000円ですが、出日で報酬が支払われていると思うが、こういった事件で委員会が開催されたのかの質疑に対し、公平委員会に諮る事案はありませんでしたが、年1回会議を持って、他の市町や県の状況報告、研修会への参加説明を行っていますとの答弁でありました。

町内の掲示板の活用と管理について、酷く老朽化しているものがあるが、全体的な管理を掌握しているのか、また一般の各地域に設置している掲示板の管理はどうなっているのかの質疑に対し、紀伊長島区の5カ所と海山区の4カ所すべて確認した結果、引本出張所と旧三野瀬村役場の掲示板が老朽化していましたので取り替えました。総務課としましては広告式条例に基づいて掲示板を管理しています。一般の各地域に設置しているものは各地区か、団体に管理されているものと思いますの答弁でありました。

また、選挙関係の掲示板設置を委託しているが、設置場所の選定も含めて業者に委託しているのかの質疑に対し、前回の町長選挙では140カ所すべて委託しました。設置場所の選定についてはすべて町で決めていますとの答弁であります。

続いて、地域協議会の設置の目的は、行政への住民参加であり、活力あるまちづくりに貢献していくことである。協議会での協議内容はどうかの質疑に対し、平成17年、18年度で両区で3回開催されており、1回目は両区とも2月23日、2回目も同じく4月25日、3回目は7月6日に紀伊長島区、7月13日に海山区で開催しています。

1回目は協議会の設立を行い、2回目と3回目の会議では地域協議会は県下では設立されておらず、先進地事例がないため、なぜ協議会を設置したのか、どうあるべきなのか、各委員に共通の認識を持っていただく必要があり、このことについて十分熱心に議論していただいたと聞いております。

紀伊長島区については、地域の住民の方と一緒に、地区内の課題を絞り込むなかで、8月2日に防災についての研修会を実施しました。海山区についても地区の課題を整理し、今後とりまとめを行います。つきましては9月28日に区内の視察をして問題点の洗い出しを考えていますとの答弁でありました。

予算流用についての考え方を、全体を統括している総務課長から考えを聞きたいとの質疑に対し、当初予算の議決のなかで人件費以外については目流用が認められており、法的には

特に問題はないと考えますが、流用も予算措置の一環であり、こうした視点に立つて行うべきであり、むやみに流用すべきではなく、先に予算化してから執行すべきであると考えております。緊急性等やむを得ない場合に限り、行うべきものと考えておりますとの答弁でありました。

続いて、「財政課」関係部分について、財政課長の説明を受け、質疑に入り、オータムジャンボの配当金について、合併関連事業に充当したとのことですが、どのような事業ですかの質疑に対し、主なものは電算経費でございますとの答弁でありました。

続いて地方交付税について、約4億円多いのはどういうことが原因ですかの質疑に対し、平成16年度に災害を受けたり、合併したりしてその分を経費としてみていただいているためでありますとの答弁でありました。

公債費についてですが、今度、許可制から協議制に変わるわけですが、実質公債費比率はどれぐらいかの質疑に対し、実質公債費比率は3ヵ年の平均の値ですが、18%を超えた場合は許可制、18%以下の場合は協議制ということで簡素化されています。本町の実質公債費比率は14.1%で、これは決算統計の速報値でありまして、現在、総務省に提出されていまして、この数値が確定するのはもう少し先になりますとの答弁でありました。

当分の間は、当町も起債許可でいかなくてもいいということです。財政はまあまあ健全ということで理解していいのかの質疑に対し、本町の財政は財政調整基金などを繰り入れて予算編成しており、まだまだ厳しい状態ですとの答弁でありました。

不用額について具体的にどのように考えているのかの質疑に対し、具体的に不用額等をあまり残さないことが原則で、今回の3月補正では各節で10万円を超える不用額は出さないように調整をしてもらうように通知しました。ただし、合併という特殊要因があり、各支所、本庁と3つの部所になり、不用額も通常の3倍になったと考えられます。財政の指導も徹底すべきと考えていますが、今後出来るだけ不用額で残らないように3月補正で予算として落とさせていただくよう指導していきたいと思っています。また、工事費や物件費で入札を行うことで、出来るだけ経費を安くするように考えておりまして、当初見積りで予算を計上していますが、それよりも安く購入出来たり、予算より工事をすることが多々あります。こういう部分が不用額で残ってきます。そういった部分を3月補正で落としてもらう、そういう考え方でありますとの答弁でありました。

また、繰越明許費について財政課ではどのように調整等を行うんですかとの質疑に対し、繰越明許費は3月議会で認めていただいていますけども、財政に各担当課から繰越明許費の

見積書が提出されますが、それに基づいて予算と同じようにチェックし、議会で承認をいただいで6月に計算書でお示しをさせていただいておりますとの答弁でありました。

以前の一般質問のなかで、財政の位置づけを強めよとってきたところでした。緊急を要するというので、各課において予算流用を行っていると思いますが、そういう場合は補正予算で組み替えて流用戻しするのが鉄則だと思います。流用が行われたままですと、議会での当初の予算審議をする意味がありません。そういう点で財政当局のチェック機能を強めてもらわないと予算がガタガタになってしまいます。基本的には財政課で厳しいチェックをしてもらいたいとの質疑に対し、ご指摘のとおり流用についてはきっちりとしなければならないと考えております。流用は必要最小限で行うべきであるとシビアに考えておりますとの答弁でありました。

続いて「出納室」関係部分について、出納室長の説明を受け、質疑に入り、今、有料で販売している町の地図は何と何がありますか、それは紀北町全町図ですかの質疑に対し、2万5,000分の1が250円、3万分の1が400円、5万分の1が200円で販売しています。2万5,000分の1が海山区と紀伊長島区に、3万分の1と5万分の1が紀北町となっておりますとの答弁でありました。

続いて「企画課」関係部分について、企画課長より説明を受け、質疑に入り、地方バス路線の維持費の補助金で島勝線等のバス路線の維持補助金についての内容はこの質疑に対し、島勝線につきましては法律が数年前に改正になり、広域幹線となりましたことから、補助金についてはすべて国と県の負担になっています。それと錦長島線についても広域幹線となりましたので、国と県の負担になっています。現在、町として負担しているのは、河合線と長島から尾鷲までの路線の第3種生活維持路線の2本でございますとの答弁でありました。

ケーブルテレビのデジタル化に関する予定と、2011年に地上デジタル放送に完全移行されることに伴い、行政放送もデジタル放送に変わることから、ZTVからも話があると思います。今でも年間2,000万円以上の費用がかかっているうえに、ZTVのデジタル化に伴い費用が加算されるようでは困ります。ケーブルテレビのデジタル化導入に伴い、ZTVとの使用負担の話し合いはしましたかの質疑に対し、ケーブルテレビにつきましてはデジタル化対応のテレビはすでにデジタル放送が映っています。またZTVとは具体的な話はしておりませんが、行政放送のデジタル化の対応につきまして、早速ZTVとも話し合いの場を持ちたいと思いますとの答弁でありました。

また現在、半額キャンペーンを実施していますが、加入率はどうかの質疑に対し、8



月末現在で紀伊長島区が97.1%で、海山区は54%でございます。3月末と比較して海山区は約2%上がりました。2%は世帯数に換算しますと約80世帯です。合併1周年ということで7月11日から10月11日まで、ZTVの加入時費用の半額キャンペーンをしてもらっています。広報やチラシの折り込みや、また広報きほく7月号へも行政放送の記事を掲載し、加入促進へ向けた努力はしておりますが、いまだ加入率のほうは大きくは上がっておりません。いろいろな事情があり、加入率はなかなか伸びていませんが、加入率の特に低い地区につきましては、地元の人やZTVとも話し合いの場を持ち、加入率アップに向けた努力を続けておりますとの答弁であります。

企画課の旅費57万5,300円の不用額は少し大きい、内容についての質疑に対し、これは主に電源地域振興センターの研修に対応した職員研修用の予算措置であります。この事業は4分の3の補助率であり、研修の日程につきましては当センターの年間計画表に従って事業を行います。そのため研修参加希望職員の通常業務との関係から日程が合わず、参加出来ませんでした。この研修は内容的にも大変有意義な事業ですので、今後とも予算計上していきたいと考えており、今後は1人でも多くの職員が参加できるように、一層努めてまいりたいと思いますとの答弁でありました。

続いて「税務課」関係分について、税務課長より説明を受け、質疑に入り、予算額と調定額の関係は、また調定額と予算額が大きく違うのはなぜかとの質疑に対し、調定額は税法に基づいてその年度に課税すべき額の合計額をいい、その調定額のうち収入見込額を予算額として計上します。また調定額と予算額が違うのは旧町での調定額から合併前までに収入した額を控除した額を新町の調定額としているからでありますとの答弁でありました。

軽自動車税の徴収率が低いのはなぜなのかの質疑に対し、軽自動車税はほかの税目に比べ、徴収率が低いので原因を調査し、解明したいとの答弁でありました。

不納欠損額に関連して、時効の成立についてと固定資産税の不納欠損額が多いのはなぜかの質疑に対し、税法では法定の納期限の翌日から5年経過で時効は成立するが、時効中断する手続きも行っています。固定資産税の不納欠損額は会社の倒産や破産によるものが多いとの答弁でありました。

地方税管理回収機構の活用状況と回収実績はの質疑に対し、平成17年度は7件で、358万3,400を移管した。回収金額は146万6,745円であったとの答弁でありました。

諸費の償還金利子及び割引料の還付の原因はとの質疑に対し、これらの還付の主な原因は町民税の還付については過去の申告の更正により、納税額が減額したことによるもので、法

人町民税については予定納税額を確定申告で精算したときに発生する還付によるものです。固定資産税では住宅用地に対する特例措置の適用漏れなどでありますとの答弁でありました。

続いて「福祉保健課」関係部分について、福祉保健課長より説明を受け、質疑に入り、住宅再建支援事業はまだ続くのか、また援護資金貸付の償還はどのような方法で行うのか、貸付件数はどの程度で、貸付額はいくらぐらいなのかの質疑に対し、住宅再建支援は平成19年10月までありますので、まだ申請をしていない方がいると出てくる可能性があります。また償還金については口座振替で償還する方法を考えたいと思っています。海山区は貸付件数は293件で4億1,100万円で、長島区は16件で2,210万円となっております。繰上償還しているのは17年度6件で610万円ですとの答弁でありました。

支援費制度施行事業で、4月から障害者自立支援制度に変わったが、ウエートとしては更生施設が主なのかの質疑に対し、施設に入所されている方の費用が大きく占めていると思います。今のところ施設に関しては自立支援法が施行されて、新しい制度に移行するのを検討している施設が多いと聞いております。自立支援法に移行されますと審査会での審査を経て、ある程度区分認定が上の人でないと入れないとか、そういった問題も出てくると思いますので、制度の移行には慎重になっていると聞いておりますとの答弁でありました。

配食サービス事業でどのような契約をし、業者との契約は何年間結んでいるのか、配食の味が落ちているところがあると聞いていますがどうなのか、また配食サービスは希望者全員に行き渡っているのかの質疑に対し、業者と契約を結んで1人650円で行っており、今のところ1年更新で毎年契約を結んでおります。味については業者が少ないこともあると思うのですが、この業者だと少し味が落ちるといことも聞いております。申し込みは随時受けておりまして、調査に行き、該当する方については配食サービスを行っております。希望者にはほとんど行き渡っていると思いますとの答弁でありました。

保育料の滞納についてその後整備されているのか、182万4,000円の未納額は昨年より減っているのか、増えているのかの質疑に対し、いろいろと努力はしていますが、徴収に行ってもすぐもらえることがないので難しいところもありますが、今後も職員一同努力してまいりたいと考えております。状況については現年度分の繰越金が47万4,500円、過年度分につきましては134万9,750円となっておりますとの答弁でありました。

「住民課」関係部分について住民課長より説明を受け、質疑に入り、印鑑証明や住民票交付時の手数料はどの質疑に対し、収入金額の内訳は戸籍手数料275万9,950円、住民票手数料133万4,000円、印鑑証明手数料112万2,800円となっておりますとの答弁でありました。

介護保険料はどのような方が徴収の対象となっているのかの質疑に対し、介護保険料は第1号、第2号被保険者に分かれており、第2号につきましては国民健康保険料に上乗せして徴収しております。第1号につきましては80%ほどの方は年金から天引きされますが、残りの20%の方は普通徴収となりまして、その未納分が徴収対象となりますとの答弁でありました。

また、介護保険料の普通徴収の対象となる基準はどうなっているのか、また徴収員は何名いるのかの質疑に対し、年金の年間収入額が18万円未満ですと普通徴収の対象となり、徴収員については平成17年度は紀伊長島区5名、海山区3名でしたが、平成18年度は1名減の紀伊長島区4名、海山区3名でありますとの答弁でありました。

紀北医師会、紀北歯科医師会への補助金の内容についての質疑に対し、昭和46年ごろに老人医療費の無料化が実施され、レセプトの記載方法が変更になり、国保レセプトに老人保健番号を欄外に記入するなど、医療機関への負担が大きくなったといったことから、医療機関への補助が始まりました。しかし、今では当時と状況が変わってきていることから、医師会へ減額等の交渉を行いました、受け入れられませんでした。18年度以降尾鷲市とも連絡を取りながら、再度交渉を進めていきたいと考えておりますとの答弁でありました。

一人親家庭等医療費助成事業の扶助費について不用額が上がっているが、助成適用の基準が厳しくなり、件数が減ったためなのか、また不用額は前年度に比べて増減はどのようになっているのかの質疑に対し、一人親家庭の医療費助成額につきましては、旧町分もあわせた平成17年度の1年間で見ますと、9%ほど前年度より伸びておりますとの答弁でありました。

続いて「環境管理課」関係部分について、環境管理課長より説明を受け、質疑に入り、やすらぎ苑組合負担金と浄聖苑の決算額の差の主なものは何なのかの質疑に対し、やすらぎ苑組合負担金には、公債費及び人件費が組まれておりますとの答弁でありました。

続いて「産業振興課」関係部分について、産業振興課長より説明を受け、質疑に入り、漁業振興対策事業でイサキ種苗購入先と浮魚礁の設置数と、イサキの稚魚は定置で捕れたものかの質疑に対し、イサキの種苗放流は紀伊長島区の3カ所であり、浮魚礁につきましては三木崎沖、大王崎沖とも35マイルのところ、各3基ずつ計6基を設置しています。イサキの稚魚は近辺での生産はなく、いろいろと探した結果、高知県の大月町で町が中心となり生産しています。200t級の船で運びますので、運搬費が100万円近くかかることが問題となっています。現在60mmサイズの種苗を購入しています。来年度から古江にある県の栽培センターでイサキの種苗生産をしてもらおうように交渉しています。栽培センターにお願いすると25mm

サイズしか供給出来ないということで、イサキ組合の方との協議中でありますとの答弁でありました。

三重県型デカップリング支援事業はどのような形態のものか、またデカップリングという名称はこの事業のみの名称かの質疑に対し、民間で事業費の6分の3は事業主、6分の2は県、残り6分の1を町が負担し、事業を支援していくもので魚を生きたまま引っ張ってくるウォーターバックと中古船の購入に対し、県と合わせて987万円補助しました。名称については水産業のみでなく、商業、林業なども対象となり、平成14年度から始まり平成18年度で終了となりますとの答弁であります。

災害復旧の関係で、農地農業用施設、林道の災害復旧工事の進捗状況はの質疑に対し、農地災害については十須農地は終わりましたが、大原農地はまだであります。農業用施設災害については大野内用水路、江竜用水路、大原揚水機、比機樹園地農道法面崩壊、大野地頭首工の災害復旧工事でありまして、これは一部を除き終わっております。大原揚水機につきましては、県との協議で災害の土砂で嵩上げをすることになり、県の助成事業になることで廃工にする方法で協議しています。農地につきましては大原はこれも助成事業となるため廃工になり、あとはすべて終了しております。林道につきましては江竜線等大きなところは残っています。海山区では栃山木組線がまだ8号箇所、あと12号までありまして、あと野又越線が今休止していることと、江竜線が7月末で約80%の進捗率、林ノ谷線が7.2%の進捗率、もう1つの林ノ谷線が7%程度の進捗率との答弁でありました。

続いて「建設課」関係部分について、建設課長より説明を受け、質疑に入り、永長線道路改良事業について踏切改良はどうかの質疑に対し、平成19年度において踏切改良を実施する予定です。工事についてはJR東海へ委託することになりますとの答弁でありました。

県に委託している前柱の橋梁の工事費はいくらか、前柱の橋梁工事費はの質疑に対し、2億4,097万5,000円で契約していますとの答弁でありました。

建設工事の不用額を地区の道路維持補修として使用できないのかの質疑に対し、道路維持としてはほとんど不用額はありません。ほかの工事は補助事業ですので使用することは出来ません。各地区の道路維持補修は現在は長島区の直営の職員の応援にて維持を行っている状況です。今後地元の要望に答えられるよう予算要求をしていきたいと考えておりますとの答弁でありました。

続いて「危機管理課」関係部分について、危機管理課長より説明を受け、質疑に入り、防災行政無線は本庁から放送すると紀伊長島区も流れるのですか、周波数を1つにしたのです

かの質疑に対し、今はまだ1つになっておりませんので、それぞれ放送しております。本来なら町が合併し、1つの町になれば電波も1波の周波数しかもらえません。現在全国でおおよそ32波から35波の電波が混信しないように入り組んでいる状況であり、またデジタルに変わりつつあるなか、電波管理局はアナログ電波を少なくしたいこともあり、今後5年以内に出るだけ1つにしてくださいということなのですが、紀伊長島区と海山区は地域性もあり、1つにするとかなりの中継局も必要となることと、もう1つは放送する庁舎の位置が決まらないと莫大なお金をかけて無線電波の調査をしなければなりません。憶測では調査が出来ませんので、庁舎の位置が決まったらそこを発信基地として全町内の調査をし、その後1ヵ所で放送出来ることとなります。それまでは2波で行っていきます。ただ、システムとしては1波で放送出来るようになっておりますとの答弁でありました。

災害対策費の備品購入費で購入したナウキャストについての説明と、金額は高くはないようですが、安い機械で大丈夫なのかの質疑に対し、ナウキャストにつきましては、地震発生直後に震源に近い位置で揺れを見地し、地震波が到着する前に地震発生情報を提供するものであります。地震にはP波、S波があり、P波は縦揺れで地震波が早く着き、S波は横揺れで少し遅れてやってきます。P波を見地した段階でブザーが鳴り、本揺れのS波が遅れてやってくるので、P波でブザーが鳴った段階で身を守る等の行動ができることから、P波の段階で皆様に知らせれば、頭を隠すなどの行動がとれるシステムとなっております。ただ、誤報も多く、精度の問題もあるなか、気象庁では官公庁、また業者には利用させておりますが、一般にはまだ配信しておりません。今年度末には民間にも配信する方向で進んでいますが、誤報も多いという周知も徹底してからでないと、パニックが起きる原因になるのではないかとことから、新聞紙上ではまだ無理という記事も載っておりました。金額はおよそ40万円弱です。気象庁はいいものを使っていると思いますが、受信するほうはパソコンで十分ですとの答弁でありました。

続いて「教育課」関係部分について、教育課長より説明を受け、質疑に入り、給食費に関して長島も海山も費用は2,000万円程度でよく似ている。人件費を除いたら食材、野菜、肉、食材費はいくらかの質疑に対し、予算に計上されていません。食材については児童父兄の負担で、ここでは人件費、設備、維持管理にかかる費用を計上してあります。

納入方法は業者からどういうものを納入できるか登録をしてもらい、メニュー銘柄を書き、入札をして最低金額の業者をお願いしています。長島は各学校ごとに購入し、入札はやっていませんとの答弁でありました。

1,674万7,000円の不用額に対しての認識は、不用額が出ないように予算額はもっと慎重に考えてもらいたいとの質疑に対し、予算額4億2,348万5,000円、支出額3億7,434万6,992円、繰越金3,239万1,000円を除き、1,674万7,008円の不用額です。繰り越しがなければ予算額に対する支出は88.4%の執行率ですが、繰り越しを支出に換算しますと96%の執行率になり、4%の不用額です。4%を使わなかったことに対しての厳しいご指摘ですが、今後100%に近づけるように努力しますとの答弁でありました。

教育使用料の保育料、政令で定めた単価が示されておられると思うが、国からの単価で実施しているのか、高くとっているのか、安くとっているのか、また政令単価はいくらなのかの質疑に対し、政令単価は認識しておりません。紀伊長島区では4,400円で、海山区は4,500円です。17年度に限って合併直後で年度末までにはこの単価で実施しておりますとの答弁でありました。

不用額の問題ですが、決算では予算理由がわからない。流用は出来るだけ流用しないのが理想である。しかしなかなか出来ない。しかも予算流用して不用額が出ているのに流用戻しがされていない。チェックをし、あとで処理をするべきである。町民が要望したものを積み上げ、議会で承認している。しかし、科目が多いのでほかの科目から流用し執行している。十分注意してほしいと思うの質疑に対し、ご指摘のとおり、予算科目が多いなかには流用して残っている部分もあると思います。今後極力ないように努力させていただきますとの答弁でありました。

天体望遠鏡の購入とあるが値段は、またどこに置いてあるのかの質疑に対し、生涯教育で1基購入しており、天体望遠鏡とプロジェクターとパソコンを合わせて160万5,000円です。天体望遠鏡は海山公民館にプロジェクターとパソコンは教育会館に置いてありますとの答弁でありました。

公民館費ですが、主要事業の説明で決算書の3,200万円の繰越明許は十須集会所改築以外のもが含まれているのか、工事費は地域の人口や世帯の状況から見ても非常に高過ぎるように思う。どのような設計内容となっているのかの質疑に対し、繰り越しは十須集会所のみです。工事費は4,550万円で、本体工事が3,015万円、30.23坪で坪単価約100万円、これは紀伊長島区の合併直前の集会所とほぼ同様の単価ですが、十須集会所は解体、外構、太陽光など附帯工事で全体単価が高くなっていますとの答弁でありました。

奨学金の貸付金で大学生29名と高校生7名分と説明を受けましたが、最近の推移はどうか、増えているのか減っているのか、件数はどうかの質疑に対し、件数はその年により集中して

増える場合と少ない場合がある。紀伊長島区は極端に少ない場合もあり、多いときは補正して認めてもらっていました。海山区は大学生だけで高校生は認めていなかったのが割合安定していました。合併してからは紀伊長島区に準じて行っていますとの答弁でありました。

以上で、認定第13号 平成17年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を打ち切り、討論に入り、賛成討論として、税の徴収率の問題、徴収体制の強化を過去にも述べてきたところですが、理事者においても一層その点に留意されることと、滞納等については税の公平性の観点からも滞納者が極力なくなるように、全課を挙げて取り組んでいただきたい。町の活性化はまず税の完納だとの言葉を他町村の研修で伺ってきたことがあります。町の活性化はまず税の完納が第一であり、それが市民に徹底されて税の徴収率を挙げている市町村も視察してきております。そういう観点からも十分留意して、公平性を欠くことのないように、予算の執行を適正に行っていただきたいとの意見を付けて賛成する。

以上で討論を打ち切り、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定しました。

続いて、認定第14号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査の報告をいたします。

住民課長より説明を受け、質疑に入り、納付奨励費の関係で、紀伊長島区における納税組合についてですが、担当課から見てこの先、組合数は減少する傾向にあると感じるのか、現在納税組合の組合数は100名ほどいるが、最近納付奨励金の減額や高齢化により、活動が困難になってきており、役員の間では解散の話も出ている。この件についての考えはの質疑に対し、近年の状況を見ても、徐々に組合数は減ってきており、また組合の活動の状況につきましても実際各組合で集金に回り、保険料を集めているケースが少なくなっているとのことを聞いております。このようなことから、この先、徴収率が下がらないよう配慮しながら、各組合と協議していかねばならないと考えております。

納税組合での徴収額は5,000万円余りとなっており、組合にはお世話になっておりますが、仮に解散となった場合、どのくらい徴収率に影響が出るのか心配されます。徴収率に影響が出ないような方向で組合と協議していかねばならないと考えておりまして、解散の方向で進む場合には、対策としては大半の方が口座振替に移行していただけるよう、組合と協議していきたいと考えておりますとの答弁でありました。

国民健康保険料の不納欠損額は340万円ほどあるが、その内容について、また時効の成立により、不納欠損にするような場合もあるのか、簡単に時効により不納欠損してしまうと、

公的負担の公平さからすると不公平が生じるので、今、課長がいわれた方向で事務処理を進められたいの質疑に対し、不納欠損額 344万 8,214円の内訳は、世帯数で38世帯ございまして、理由として一番多いのが行方不明、次が生活保護法の適用となった。ほかには国保の資格喪失をして、現在は社会保険等に加入していて生活苦を理由に支払いに応じない。世帯主死亡により相続人に担税能力がないことによります。時効の問題につきましては、簡単に時効により不納欠損してしまうと、被保険者間の保険料負担に不公平が生じますので、納付誓約書等により時効が中断するよう取り組んでいるところでありますとの答弁でありました。

また、旧長島町は国から高医療の指定を受けていたが、合併後その指定はどうなったのかの質疑に対し、高医療につきましては合併後の紀北町としまして、高医療の準指定を受けております。県内では準指定は紀北町のみでございましてとの答弁でありました。

国民健康保険料の収入未済額について1億 6,000万円ほどあがっているが、その内容についての質疑に対し、この額は過年度からの累積であり、旧紀伊長島町分で約1億円、残りが旧海山町分でございまして、徴収につきましては国保相談員が日々徴収に町内を回っており、徴収困難な方につきましては職員が時間外においても徴収にあたっておりますが、現状では差し押さえといったところまでは踏み切れておりません。近年の経済情勢から納付困難な世帯が増えており、滞納額の累積も増加している状況でございましてとの答弁でありました。

それで収入未済額は年々増えるばかりで、現在でも過年度額が未済額となっている。保険料収入が減れば保険料の値上げにもつながる。収入未済額の削減のための対策についての質疑に対し、滞納者にはその状況により資格証や有効期限の短い短期証を発行するようになっておりますので、この制度により納付交渉を進めており、税、水道料におきましても滞納が増えているということで、行財政改革のほうでも徴収体制について検討されているので、国保サイドでも徴収率が向上するよう意見を出していきたいとの答弁でありました。

予算現額に対して、調定額が上回っているが、予算額より調定額を増やさなければならなかったのは、合併や保険料値上げを勘案しての措置であったのかの質疑に対し、調定額は、全被保険者の確定した所得額等に料率を掛けて算出した額であるのに対して、予算額は予算化する時点で算出した保険料に見込みの徴収率を掛けたものでございまして、予算額より調定額が上回ることにありますとの答弁でありました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、以上で討論を打ち切り、採決に入り、賛成多数。



よって、本案は原案どおり可とすることに決定しました。

続いて、認定第15号 平成17年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての審査の報告をいたします。

住民課長より説明を受け、質疑に入り、質疑なし、以上で質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、以上で討論を打ち切り、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定しました。

続いて、認定第16号 平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査の報告をいたします。

水道課長より説明を受け、質疑に入り、質疑なし、以上で質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、以上で討論を打ち切り、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定しました。

続いて、認定第17号 平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査の報告をいたします。

福祉保健課長より説明を受け、質疑に入り、質疑なし、以上で質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、以上で討論を打ち切り、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定しました。

続いて、認定第18号 平成17年度紀北町水道事業会計の決算認定についての審査の報告をいたします。

水道課長より説明を受け、質疑に入り、平成17年度主要事業のなかの上水道と簡易水道の統合事業についての質疑に対し、紀伊長島区の上水道と古里道瀬簡易水道の統合するためのものです。また、紀伊長島区の上水道と海山区の上水道を統合し、水道事業会計としての認可も受けておりますとの答弁であります。

条例も一本化して実施するということから、また条例改正等については議会への提案が必要ですが、まだ議会で議論されていませんが、どのような取り扱いをするのかの質疑に対し、給水条例のことだと思いますが、合併後、紀北町として整備していきます。紀北町水道事業給水条例がありますが、水道料金と違う部分がありますので、5年以内に料金を統一し、条例改正を行いたいと思っておりますとの答弁でありました。

水道水源保護条例は、暫定施行で二本立てですが、水道事業を運営していくうえで、今後議会に提案し、条例改正を行っていくのかの質疑に対し、水道水源保護条例については現在係争中であることを考慮して、旧両町の条例が暫定的に施行されておりますが、今後は

一本化をしていきますとの答弁でありました。

変更認可申請の中身についての質疑に対し、平成18年3月29日に変更認可申請書を三重県に提出、平成18年4月3日に認可を受けておりますとの答弁でありました。

水道料金等は5年の間に一本化されますかの質疑に対し、そうなりますとの答弁でありました。

海山区の簡易水道は今回統合出来なかったのかの質疑に対し、海山区の簡易水道を公営企業会計へ統合するには、海山区簡易水道の創設時からの固定資産台帳等の整理が必要となります。今後統合の方向で検討していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、以上で討論を打ち切り、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定しました。

以上で、決算特別委員会に付託された案件についての審査の経過と結果についての報告を終わります。

**議長**

27番 北村博司君。

**27番 北村博司議員**

先ほどの私の委員会報告で一部誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思えます。

**議長**

許可いたします。

**27番 北村博司議員**

請願第3号 30人学級を柱にした義務制および高校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める請願書の採決の結果について、7対1と申し上げました。実はこの審査記録書のほうが誤っておりまして、7対2ということがございますので、ご訂正、議事録の訂正もお願いいたしたいと思えます。7対2です。賛成多数で原案どおり採択することに決定しました。

以上です。

**議長**

以上で担当委員会で審査願った案件についての委員長報告を終わります。

---

**議長**

それではこれより、委員長報告に対しての質疑に入ります。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第86号 三重県市町村職員退職手当組合の規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

次に議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これで総務財政常任委員会にかかる案件についての質疑を終わります。

**議長**

次に教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第79号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に議案第80号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に議案第81号 紀北町老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に議案第82号 紀北町若者センター条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

24番 中津畑正量君。

**24番 中津畑正量議員**

1点だけ委員長にお聞きします。

委員会のなかでこの若者センター及びあとの部分にもグラウンド条例の一部の改正もかかわってくるんですが、消費税の関係ですね、6月議会のなかでの指摘を受けての今回の提案であったのは確かなんです。しかし、その消費税そのものが国に渡すものではないということで、実際にはですね、3%であっても5%であっても町の収入になる、利用料と同じだという格好になるんですが、そういう点の矛盾点といいますか、そのなかの討論といいますか、そういうものがありましたらもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

**議長**

教育民生常任委員長 北村博司君。

**教育民生常任委員長 北村博司議員**

中津畑議員のお尋ねにお答え申し上げます。

この点についてですね、消費税は相当分については税務署に納付しないけれども、その部分ではかの修繕費等補修費ですか、そういった関係については町が逆に消費税相当分を支払わなければならないので、そういう財源に充てるために使っているという説明でございました。

それで払わんのなら3%でも5%でもいいじゃないかというご意見、ごもっともかと思えますけれども、これは国の法令として5%ということは定められておりますので、それで払わなくても消費税を徴収するのが望ましいという行政指導があるということでございます。

ですから、そういう議論のもとに5%というのを今回賛成多数ですが、承認いたしました。

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に議案第82号 紀北町若者センター条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

中津畑正量君。

**24番 中津畑正量議員**

消費税分を修繕費等に充てるためという説明ですが、これはやっぱり使用料のなかで修繕費とかその営繕関係も全部含めて、この料金設定がなされているのではないんですか、そこらへんの論議はなかったですか。

**議長**

北村委員長。

**教育民生常任委員長 北村博司議員**

お答えいたします。

修繕費に充てるという意味やなしに、修繕費等の支払い、町が支払い側に立った場合は、その業者等に消費税を支払わなければなりませんので、そういうものの財源に充てているというふうに説明を受けました。それが修繕費に充てるということではないんです。修繕費等の消費税分というふうに、だから歳入で配置してというふうに説明を受けております。

わかりにくいですか。

**24番 中津畑正量議員**

結構です。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に議案第83号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

ます。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第88号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第89号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

次に請願第2号 学校安全法(仮称)の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

次に請願第3号 30人学級を柱にした義務制および高校次期定数改善計画の策定、教育予

算拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と負担率2分の1への復元を求める請願書について質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を終わります。

---

**議長**

ここで暫時休憩いたします。

午後1時から開催いたします。

(午後 0時 00分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 1時 00分)

---

**議長**

次に産業建設常任委員会に係る案件についての質疑に入ります。

議案第84号 財産の処分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に議案第85号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

27番 北村博司君。

**27番 北村博司議員**

議案第85号につきまして、産業建設常任委員長にお尋ねをいたします。

本件について、本会議の理事者側の説明並びにこの図面がですね、非常に色塗り、多分色塗りしたものをコピーしたせいだろうと思いますが、黒く潰れてまして、特にこの起点周辺がほとんどこれ読み取れない図面です。当然これ元設計図というか、県が作成した図面を委員会では確認されておられるかと思しますので、お尋ねをいたします。

この起点とか書かれた部分、福岩のあたりから田山口の角に向かってですね、これも説明なかったんですが、町道田山線の付け替えがあるようですし、田山川の付け替えもあるようで、交差点がこれ書いてありますが、この現道、現在の国道 422号線の福岩あたりから、田山口にかけての現道が一部廃道になるという話を、実は先週の金曜日の夜だったと思いますが、地域の住民から聞かれました。地域にはそういうふうに図面を付けて説明しておられるようです。

それでそんなはずはない。そんな説明を本会議で聞いてないと私は申し上げたところが、その図面を見せられて日付が8月28日の日付です、今年度の。それにはこの一部が廃道になるというふうにちゃんと書かれております。地域の住民はこれは大変困ると、何とか止めてほしいという要望を受けたんですが、担当の常任委員会ではこの部分、理事者から説明を受け、審議いたしておるのでしょうか、先ほどの委員長報告にちょっとその部分があまりなかったように思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

**議長**

産業建設常任委員長 東寿子君。

**産業建設常任委員長 東寿子議員**

北村議員の質問にお答えをさせていただきます。



議案第85号 紀北町道の路線認定につきまして、今質疑のありました図面の提示はございませんでした。ただ、委員会におきまして本議会で示されておりました議案書についております図面よりは少しわかりやすい色塗りの図面をいただいておりますが、この建設課から出ております町道山本幹線国道 422号平面図、これを見ました限り質疑の内容の部分の図面は詳細には出ておりませんので、また認定部分に関しましての地図の箇所は起点が、議案書を見ていただくとわかると思いますが、認定する路線名というところに、議案書の27ページには起点が福岩1200番2地先、終点が宮ノ前 966番5地先となっております、これが委員会 でいただいた色塗りの地図のなかには終点、起点が示されております。

何度も申し上げますけれども、北村議員の質疑の内容の箇所は地図には詳細には載っておりませんし、認定の範囲外でございましたので説明がなく、また質疑もございませんでした。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

北村博司君。

**27番 北村博司議員**

本件の議案は、町道認定という部分での説明しか行われなかったんですが、それに接続する部分の重要な説明がなされておりませんし、委員会にも説明されておりません。それで確認しましたけれども、そういう改良工事は計画されているのははっきりしております。議長この本会議、あるいは担当の常任委員会に重要な部分、住民の生活がどれだけかにしても変更になる、道路を廃道にする、一部を。という部分が説明されていないのは、これは説明責任に私は反すると思います。

議長、嚴重にですね、理事者にこういった町道認定だけの議案だけ出して、説明もそれだけに済ませて、その前の部分の改良が行われている、県事業で行われるという説明をしてないのは、私は議会に対する説明責任が極めて不足しているし、意図的であったら、私は極めてこれは議会に対する冒とくであろうかと思いますが、議長のご判断をお伺いしたいと思います。

**議長**

重大な検討を今、北村議員質疑の機会がありましたけれども、質疑はなされましたか。

**27番 北村博司議員**

本会議終了後に、私は住民から話を聞き、図面を見せられました。ですから正確に申し上げますと、ちょうど1週間前、金曜日でしたから、何日になりますか、7日ですか、本会議

は終了しておりました。それで私はその夜、委員長にも電話もさせてもらいました。委員会で説明を受けたかと、ですから本会議質疑が終了後にこの情報を住民側から受けました。それで県の建設事務所は住民に対して説明しております。図面見せて。肝心の我々はそういう資料はもとより説明も受けてないという事実は明確です。

ご確認いただければよろしいかと思います。担当課に。

**議長**

本会議終了後、北村議員はお聞きになったということで、委員長にもその旨。

**27番 北村博司議員**

伝えました。電話ですが、伝えました。

もう委員会も終了しておりました。

**議長**

北村議員の議長に対しての議事進行ですけど、今後そういうことがあってはいけないことであって、今回はこの委員長報告に対しての質疑ですので、今後はそういうことに対しては担当課にも厳重に注意し、そういうことのないようにすることで一つご了解願います。

ほかに質疑される方はございませんか。

議案第85号に対して質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

3番 東清剛君。

**3番 東清剛議員**

歳入の12ページですか、産業建設常任委員長にお尋ねします。

歳入12ページの使用料及び手数料で、体験型イベント交流施設使用料について、先ほど委員長報告でございましたが、大人 2,800円、子供 2,400円、今年度は現行の料金で運用を行い、来年度の料金については検討していきたいという答弁であったように思いますが、そのとおりですね。

現行の料金というのはこれ3月定例会の議案で出ているのが 3,150円なんですよ、条例の

なかで。ただ、町長が認めた場合には減免措置、当然でございますけども、それが議会なり委員会なりに報告されたのかどうかを伺いたいし、またそれは委員会で了解されたのかどうかもお答えいただきたいと思います。

**議長**

産業建設常任委員長 東寿子君。

**産業建設常任委員長 東寿子議員**

東清剛議員の質疑にお答えをいたします。

当常任委員会で説明をいただきました、12ページ歳入の件でございますが、報告は宿泊料金は今年が大人 2,800円、子供 2,400円の単価を設置しておりますという、担当課長からの説明をいただきまして、そのとおり委員会では聞かせていただいたということでございます。よろしいですか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

3番 東清剛君。

**3番 東清剛議員**

この条例は全く見てなかったんですか、これ確認していただきたいと思いますが、これ条例案ありますよね。これ議事進行でお願いするのかな、どちらが筋かわかりませんけれども。

**議長**

議会事務局長からしてください。

**中野直文議会事務局長**

ただいま東清剛議員さんの議事進行に対してお答えさせていただきます。

確かに言われましたように、3月定例会においてイベント交流施設の条例が定められて、そのなかで料金 3,150円という料金が議決をいただいております。以上でございます。

**議長**

東清剛君。

**3番 東清剛議員**

となりますと、これ条例違反じゃないんでしょうかね。いかがですか、委員長。

**議長**

産業建設常任委員長 東寿子君。

産業建設常任委員長 東寿子議員

お答えいたします。

当常任委員会におきましては、担当課長から説明いただいた料金に対して確認はいたしておりません。説明をいただいただけでございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

じゃ議長にお伺いしますけども、これは担当課でちょっと確認していただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。

議長

委員長報告に対する質問のみですので、その点ご了解願います。

よろしいですか。

ほかに質疑される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に意見書案第2号 道路整備の財源確保を求める意見書についての質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会に係る案件についての質疑を終わります。

議長

次に決算特別委員会に係る案件についての質疑に入ります。

認定第13号 平成17年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に認定第14号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を打ち切ります。

次に認定第15号 平成17年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に認定第16号 平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第17号 平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第18号 平成17年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

これで決算特別委員会に係る案件についての質疑を終わります。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

**議長**

これより各議案の討論、採決に入ります。

---

### 日程第 3

**議長**

日程第 3 議案第79号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切ります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 3 議案第79号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

## 日程第 4

議長

次に日程第 4 議案第80号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

18番 近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

議案第80号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論に参加します。

本議案は、国の健康保険法などの一部改正に伴い、紀北町の国民健康保険条例の一部を改正するものです。第 6 条の出産育児一時金の支給額が30万円から35万円へに引き上げられたことは、少子化対策として賛成するものでありますが、第 5 条は70歳以上の高齢者の現役並み所得のある方の自己負担割合が 2 割負担から 3 割負担に変更されるものです。

高額医療費の自己負担限度額も70歳未満の方が 7 万 2,300円から 8 万 100円に、70歳以上の方が 4 万 200円から 4 万 4,400円に変更され、さらに療養病床に入院する70歳以上の方の食費、居住費が 2 万 4,000円から 5 万 2,000円に変更されるものです。高齢者の方の負担は大きなものであり、これでは安心して医療を受けることが出来ません。

健康保険法改正による条例改正という側面を持っていますが、高齢者に負担を押し付ける構造改革の一端である健康保険法改正を認めるわけにはいかず、それに伴う条例改正に賛成することは出来ません。

以上、私の意見を述べ、議員各位のご賛同をお願いして反対討論といたします。

議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第80号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

## 日程第5

**議長**

次に日程第5 議案第81号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第81号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例について、



委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

## 日程第 6

議長

次に日程第 6 議案第82号 紀北町若者センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 6 議案第82号 紀北町若者センター条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

## 日程第 7

議長

次に日程第 7 議案第83号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 7 議案第83号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

## 日程第 8

議長

次に日程第 8 議案第84号 財産の処分についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

3番 東清剛君。

### 3番 東清剛議員

議案第84号 財産の処分について反対討論を行います。

高速道路用地として町有財産、町有林を中日本高速道路株式会社に売却する案件で、用材林の取得補償標準価格、中部地区用地対策連絡協議会監修は、当地方の林業、すなわち尾鷲桧に反映されていません。紀北町は尾鷲桧の産地で人工林の98%が桧の林班です。尾鷲林業の特徴は密植、集約施業で年輪がちみつで光沢の良い芯持ち柱材を生産しています。

にもかかわらず、採用の価格は胸高直径20cmまでは桧より杉の価格が高くなっていて、育林方法を全く無視したものです。産業建設常任委員長の報告のなかで、価格が良い、悪いということではなく、桧が杉の評価より低いということが問題なんです。先人たちが育てた尾鷲桧を伐期未到達で杉よりも評価の低い価格で売却することは出来ません。

価格の見直しを求めることが必要であり、財産処分に反対いたします。

以上です。

### 議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第84号 財産の処分について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

### 議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

## 日程第 9

### 議長

次に日程第 9 議案第85号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

27番 北村博司君。

### 27番 北村博司議員

議案第85号 紀北町道の路線認定について反対の立場から討論いたします。

本件については、本会議で説明を行いました。今回、議案書に添付されている図面を見ますと、色塗りをコピーしたせいだろうと思いますが、全くこれ不明になっております。特に規定部分でここで道路部分がどういうふうに変更されるか、読み取れる人があったら私は神業だと思います。

この部分の重要な起点終点の重要な説明がなされなかったということで、極めて私は強い遺憾の意を表明したいと思います。本町の建設課のほうで知らなかったのか、知らないということは私はあり得ないと思います。地域の住民に県の作成した設計図面が渡されております。私はその現物で見ました。主線の変更部分の主線工事設計が入った正規の図面です。それを住民から見せられました。

この周辺ご承知のとおり、世界遺産のツツラト峠から下りてくる 422号線の現道に出るわけですが、大変あの部分は道、交通量も比較的多い、工事用車両等が大変多い。それから古道客が多いということで、現在、志子から角田橋、角田を通過して田山口にかけての歩道の建設計画が進められております。これはどういうことか、これまで議会での説明はなされておられませんけれども、私は承知をいたしております。現在、設計が原案みたいなものが出来ているのは見ております。それから先、この熊野古道伊勢路の峠のなかでも確か入り込み客数が3番目だと思いますが、重要なルートであるツツラト峠の古道客が、どうやって現道、現422号線を通ってくるのか、その安全確保が民間団体、町も当然論議している。

ところが、今回の路線の認定の陰に一部とはいえ現道が遮断される。それでこの新しい、422号線ルートに入って、交差点を経て戻るといふ工法のようなようです。ただ、これは議場で説明されておりません。私は図面を見た限り、その説明を受けたという住民からそういうふうな説明を受けている。それが本会議の質疑終了、さらに担当の常任委員会は終了後にもたらされた情報です。

どうにもならないという今の議会の仕組みのなかでは、そういった知らないんだらだまって過ごそうかという、極めて私は悪質だろうと思います。知らなかったではとおりません。この大きな図面が当然担当課は持っているはずですから、これは塗りつぶす以上は元があるはずですから、そういった意味で肝心の、私はこの路線認定、新しいルートの建設は是としますけれども、肝心の説明責任を果たさないで、一体この古道客はどこをどう歩くのかという説明を質問する機会もない。現道と新しいルートのレベルが何メートル違うのかも聞く機会もないという、極めて議会制民主主義のなかで、極めて遺憾に思います。必要な情報公開、開示をしなかった。説明責任果たしていないということで、私はこの路線認定案には反対いたします。

以上、討論終わります。

## 議長

賛成討論される方はございませんか。

31番 谷節夫君

## 31番 谷節夫議員

議案第85号 紀北町道の路線認定について、賛成討論をいたします。

この高速道路から取り付け道路として赤羽、特に赤羽東部田山地区においては42号線まで行かず、5分で高速までという非常に便利に計画をされました。これも町当局、そして議会、なかでも地元議員の強い要望が実ったのではないかと考えております。この高速道路に関する道路認定ではないかと私は考えております。

しかし、この度、建設課より示された、道路認定で示された起点の部分でございますが、この部分で特に今現在ある道路の422号線を電動の付いた、あれは僕は何と表現するのか、車イスですね、電動車イス、それから自転車、特に歩行者、それから熊野古道の往来に使う歩道者、これはたくさんの方が利用しております。私は後の調査で本会議のあとの調査で、ちょうどこの起点の部分で今前者議員がいわれた大体70から100mの間の道路がひよっとすれば、ひよっとすればじゃなくて、地図を見る限り道路としてなくなるのではないかという

恐れを感じております。

しかし、その後の調査でやはりこの道路はとっておくべきだということも課長からチラッと聞いております。ですから私はこの道路は必ずその歩道を、せめて自動車が通らなくても人が、あるいは自転車が、あるいは電動イスが通れるような道路を残してもらおうということで、賛成討論をいたします。以上です。

**議長**

ほかに反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第85号 紀北町道の路線認定について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

## 日程第10

**議長**

次に日程第10 議案第86号 三重県市町村職員退職手当組合の規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第86号 三重県市町村職員退職手当組合の規約の変更に関する協議について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

## 日程第11

議長

次に日程第11 議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第1号)議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第87号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

## 日程第12

**議長**

次に日程第12 議案第88号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第88号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）



議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

### 日程第13

議長

次に日程第13 議案第89号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第89号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

---

## 日程第14

議長

次に日程第14 認定第13号 平成17年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第14 認定第13号 平成17年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第15

議長

次に日程第15 認定第14号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第15 認定第14号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第16

**議長**

次に日程第16 認定第15号 平成17年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第16 認定第15号 平成17年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、  
委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第17

**議長**

次に日程第17 認定第16号 平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第17 認定第16号 平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、  
委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第18

議長

次に日程第18 認定第17号 平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第18 認定第17号 平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第19

議長

次に日程第19 認定第18号 平成17年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第19 認定第18号 平成17年度紀北町水道事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第20

議長

次に日程第20 意見書案第2号 道路整備の財源確保を求める意見書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 意見書案第2号 道路整備の財源確保を求める意見書については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第21

議長

次に日程第21 請願第2号 学校安全法(仮称)の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第21 請願第2号 学校安全法（仮称）の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める請願書について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第22

**議長**

次に日程第22 請願第3号 30人学級を柱にした義務制および高校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第22 請願第3号 30人学級を柱にした義務制および高校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める請願書について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）



議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第23

議長

次に日程第23 請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

18番 近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める請願書の賛成討論を行います。

義務教育費国庫負担制度は、憲法と教育基本法に定められた教育の機会均等、水準維持、無償の確保という義務教育の根本を保障するものであります。国民の教育権保障への国の責任としての国庫負担制度の後退は許されません。

今年、負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。これは国から地方への財政支出を削減する三位一体の改革によるものです。国の責任の後退と地方の負担増による教育条件の格差が生じることはいうまでもありません。

義務教育費国庫負担制度の精神に反するものです。不足分を地方交付税で措置するといっても、地方交付税そのものが大幅に減額されている今、地方に困難をもたらすことは明確なものであり、都市と地方で義務教育に格差が生まれます。負担率を2分の1に戻すべきです。未来を担う子供たちに豊かな教育を保障することは、私たちに課せられた最も重要な課題で

す。

以上、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

**議長**

ほかに賛成討論される方はございませんか。

**議長**

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第23 請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める請願書について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

**議長**

ここで暫時休憩いたします。

自席にてお待ちください。

(自席にて暫時休憩)

---

(追加議事日程と意見書の配布)

**議長**

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(自席にて暫時休憩)

---

## 議長

今期定例会中に、理事者から林道施設災害復旧事業に関する工事請負変更契約の締結についての案件と、議員から意見書案1件が提出され、議会運営委員会においてすでに協議をいただき、確認をいたしております。

なお本日、請願案件が採択されたことにより、議員から意見書案3件の議案が提出されました。

お諮りします。

この5件を日程に追加し、追加日程第24から第28として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

異議なしと認めます。

よって、議案第90号ほか4件の意見書案については日程に追加し、追加日程第24から第28として議題とすることに決定しました。

---

## 日程第24

## 議長

それでは日程第24 議案第90号 平成17年度林道施設災害復旧事業林道江竜線災害復旧工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

それでは本案について、提案者より提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

## 奥山始郎町長

本議会定例会に追加上程いたしました案件につきまして、提案の趣旨説明を申し上げます。本議会定例会に追加上担いたしました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第90号 平成17年度林道施設災害復旧事業林道江竜線災害復旧工事請負変更契約の締結について

本議案につきましては、平成17年8月31日付けで、旧紀伊長島町におきまして、紀北町紀伊長島区東長島33番110の株式会社 大橋組代表取締役 大橋宏毅（ひろよし）と契約締結をいたしましたこの工事につきまして、設計変更の必要が生じたので、当初契約額1億27万5,000円から43万9,950円減額して9,983万5,050円とする変更契約の締結をするにあたり議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。詳細につきましては担当に説明いたさせます。何とぞ慎重ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

### 議長

次に議案の内容説明を求めます。

広瀬産業振興課長。

### 広瀬栄紀産業振興課長

議案第90号について説明させていただきます。

議案第90号 平成17年度林道施設災害復旧事業林道江竜線災害復旧工事請負変更契約の締結について、次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 平成17年度林道施設災害復旧事業 林道江竜線災害復旧工事                      |
| 2 契約の方法  | 随意契約  |
| 3 契約の金額  | 変更前 1億27万5,000円<br>変更後 9,983万5,050円               |
| 4 契約の相手方 | 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島33番地110<br>株式会社 大橋組<br>代表取締役 大橋 宏毅 |

平成18年9月15日提出

紀北町長 奥山 始

郎

提案理由

設計変更により、契約額の変更が必要となるため。

2ページを見ていただきたいと思います。

(以下資料により詳細に説明)

### 議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。  
それでは議案第90号に対しての質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終了し、採決をいたします。  
お諮りします。

日程第24 議案第90号 平成17年度林道施設災害復旧事業林道江竜線災害復旧工事請負変更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。  
したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第25～議案第28

**議長**

お諮りします。

日程第25 意見書案第3号から日程第28 意見書案第6号までの4件については、提案の趣旨説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

## 議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定いたしました。

それでは提案者より、趣旨説明を求めます。

まず、意見書案第3号について、岩見雅夫君。

## 29番 岩見雅夫議員

意見書案第3号 介護保険料の値上げをおさえ減免制度の充実を求める意見書について、提案の趣旨を説明させていただきます。

次のページに介護保険料の値上げをおさえ減免制度の充実を求める意見書の内容が記載しております。この意見書の文面を朗読するのではなく、その趣旨について簡潔に説明をしたいと思います。

皆さんもすでにご承知のように、本年の4月から介護保険が改悪されまして、今般、平成18年度の介護保険料のいわゆる料額決定通知書が町民に届けられました。これにつきまして多くの高齢者の方から、非常に衝撃を受けていろんな意見が寄せられていることは、皆さんもご承知のことと思います。

今回の介護保険料のこの大幅な値上げの問題は、今年度に入りましてから住民税の大幅な値上げがあり、さらに税に連動した形で国民健康保険料の値上げが続けられまして、それらに続く、いわゆるトリプルパンチのような三連打と申しますか、非常に高齢者の方々にとって痛烈な痛みを押し付けられているわけでありまして。最近放映されました、いわゆる、みのもんたの朝のテレビでもこのニュースを報道しておりましたけれども、今高齢者からですね、悲鳴が聞こえるということ、この、みのもんたのニュースでもですね、率直に訴えておりました。全国的にこういう事態が大きく広がっております。

振り返ってみますと、戦後60年経ちまして、いわゆる廃墟のなかから立ち上がって、当時は食べるものもないような状況のなかでですね、そういった生活から営々と今日の状況が築かれてきたわけなんです、この戦後の政治のなかで、いわゆる日本の社会福祉制度もつくられてきたものと思います。それが今、崩壊に向かっている。そういうことが全国的にも強く警告されていると思います。

介護保険制度はですね、皆で支え合う制度、そういうふうにするのであればですね、せめて払える保険料、これにすることは政治の責任ではないかと考えます。私も議席を与えられ

て政治の一端を担う議員としてですね、これでは暮らしていけないじゃないかと、そういう高齢者の方々の悲痛な声に代わってですね、この意見書を提出させていただきました。

是非とも皆さんのご賛同ですね、この意見書を採択されるようお願いしまして、私の提案説明とさせていただきます。

#### 議長

続きまして、意見書案第4号から意見書案第6号までの3件についての趣旨説明を求めます。

提出者 島本昌幸君。

#### 30番 島本昌幸議員

意見書案第4号から5号、6号と3件まとめて趣旨説明をさせていただきます。

意見書案第4号「『学校安全法』（仮称）の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める意見書

大阪池田小学校の児童殺傷事件は非常に痛ましく記憶に新しいところでございますが、子どもたちが安心して登下校し、安全が保たれたなかで学校教育が行えるよう、国や行政の役割・責任、財政上の措置、学校、家庭、地域、関係機関等のそれぞれの役割、学校の安全の最低基準等、基本的な措置を明記した学校『学校安全法』（仮称）の策定をはじめとした総合的な学校安全対策を求める決議をいただきますようお願い申し上げます。

#### 30番 島本昌幸議員

次に、意見書案第5号「30人学級を柱にした義務制および高校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書

当管内では、ほとんどの小中学校で30人学級が実施されておりますが、第6次公立高校、教職員改善計画のなかでは、少人数授業などのきめ細かな指導を行う学校や中高一貫校への教職員を追加配分をしてくれておりました。

義務制教育小中学校は第8次、公立高校におきましては第7次の定数改善計画が見送られたままになっております。これを是非とも国にお願いするものでございます。

#### 30番 島本昌幸議員

続きまして、意見書案第6号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める」意見書

義務教育費国庫負担制度は存続されましたが、国庫負担率が3分の1に削減されました。総額4,217億円の減となりますが、国庫負担率を2分の1へ復元されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願いいたします。

以上でございます。

#### 議長

以上で各意見書案の趣旨説明を終わります。

これより議案の質疑、討論、採決に入ります。

日程第25号 意見書案第3号 介護保険料の値上げをおさえ減免制度の充実を求める意見を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

賛成討論される方はございませんか。

中津畑正量君。

#### 24番 中津畑正量議員

意見書案第3号について、賛成の立場で討論を行います。

皆さんもよくご存じのように、この意見書のなかにもありますが、この4月から改悪介護保険法が全面施行され、多くの高齢者が容赦なく公的な介護サービスを奪われておる現実がございます。要介護度が低いと決めつけられた高齢者は、介護保険で利用してきた介護ベッドや車イス、ヘルパーやデイサービスなどを取り上げられております。

政府は、今回の改悪にとどまらず、利用料の引き上げや軽度者を介護保険の対象から完全に外すことなどをもくろんでおると言い伝えられております。介護が必要な高齢者やその家族の仕事と生活に深刻な打撃となります。介護保険事業者の経営にも大きな影響を与え、何よりも介護の基盤が崩れる恐れが多分にあります。今回の大改悪に賛成した人たちは、財政



難を声高に口実にしておりますけれど、政府はアメリカ軍の再編に3兆円もの大金を負担するというのですから、その主張には道理がないと思います。

以上の点から、保険料値上げによる高齢者からの介護取り上げ、公的な介護制度の大後退をくい止めるために、本意見書に皆様方も是非賛成いただけるようお願いをいたしまして、賛成討論に代えさせていただきます。

**議長**

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終了し、採決をいたします。

お諮りします。

日程第25 意見書案第3号 介護保険料の値上げをおさえ減免制度の充実を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

**議長**

次に日程第26 意見書案第4号「『学校安全法』(仮称)の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める意見書を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第26 意見書案第4号「『学校安全法』(仮称)の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

**議長**

次に日程第27 意見書案第5号「30人学級を柱にした義務制および高校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第27 意見書案第5号「30人学級を柱にした義務制および高校次期定数改善計画の

策定、教育予算拡充」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議長

次に日程第28 意見書案第6号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める」意見書を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第28 意見書案第6号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める」意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 議長

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

今期定例会は、9月5日から15日までの11日間にわたり審議され、円滑滞りなく本会議を終了することができました。

さて、紀北町議会におきましては、昨年の10月11日の合併により、31人の議員でスタートし、早いものでもう1年が経とうとしています。議員の任期が11月30日ということで、在任期間中における定例会もこの9月議会が最後の定例会となりました。

初議会での議長に選任いただき、この間、先輩議員、同僚議員の皆様をはじめ、奥山町長並びに理事者の皆様、多くの方々に支えていただき、十分ではありませんが責務を果たすことが出来たことを心より厚く御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

また、理事者各位におかれましては、特に本予算の重要性に思いをいたされ、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望を十分尊重せられ、こられの執行にあたっては周到なる注意を払われ、今後の施策のうえに反映されますことを、強く要望してやまない次第であります。

また、議員各位におかれましては、この1年間は合併後ということで、これまでとは違った角度から議員活動を経験をさせていただいたものと思います。今後ともこの経験を紀北町民の皆様のために少しでも生かさせていただきたく、切にお願いするものでございます。

次期選挙も近づいてまいりましたが、さらに次の町議選に際して再出馬を予定されておられる各位におかれましては、全員が当選の栄誉を得られ、再びこの議場で全員顔を会わせられるよう格段のご努力、ご奮闘をお祈り申し上げるものであります。

また、再出馬をされない議員各位におかれましても、今後ますます健康に留意されまして、紀北町発展のため、ご指導、ご協力あらんことを切にお願い申し上げます。

簡単ではございますが、これをもって閉会にあたっての私のお礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて平成18年9月紀北町議会定例会を閉会します。

(午後 2時 20分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年10月16日

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 濱田武次

紀北町議会議員 中村健之